

2. 一般的な安全・衛生

各事務室，教員・学生研究室及び実験・実習室等における一般的な安全衛生の基本は，整理・整頓・清掃・清潔を確保することにある。また，事務機器，工具や器具等の性能を理解し，その機器等の操作方法等を熟知することも重要な要素になる。不審な点や不明なことがあれば関係教員等に聞き，独断や早合点は事故につながるので十分注意すべきである。作業等に慣れてくると気が緩みがちになりやすく事故等を誘発しやすくなる。以上のことを念頭におき，次の事項に留意して適切な作業環境を確保してください。

2. 1 作業（業務）上の服装等

- ・仕事に最適な服装は，仕事がしやすく災害から身を守ることを優先的に考える必要がある。

2. 2 作業中の姿勢

- ・執務及び作業に合った安定した姿勢で仕事をするのが重要である。
- ・長時間同じ姿勢を続けると特定の筋群が緊張収縮を続けることによる「静的疲労」がおこることとなる。この静的疲労を解消するには，ラジオ体操等を行うと良いとされている。

2. 3 整理整頓等

- ・職場等で起こった事故等は，整理整頓の悪いことが原因となっている場合が多い。
- ・良く整理・整頓・清掃された職場等は気持ちよく仕事はかどるものである。

2. 4 机上の整理

- ・事務用品は，すぐに使えるように常に整理しておくこと。
- ・机の上は広く使えるように常に整理すること。
- ・公私（私物等）を区別し整理・整頓を心掛けることが大事である。

2. 5 物品等の置場所・配置等

- ・置き場所を定めて必ず所定の場所に置くようにすること。
- ・窓側に採光を妨げるような物を置かないこと。
- ・高い棚，書架類等は転倒を防ぐため必ず壁際に設置するようにすること。
- ・棚等から書類や物品が乱れないようにすること。

2. 6 通路の確保

- ・通路には，物を置かないようにすること。
- ・通路出入口，非常口，階段及び消火器・消火栓等付近には，物を置かないようにすること。
- ・通路付近には，破損しやすいものや危険物を置かないこと。

2. 7 清掃等

- ・日常的に整理・整頓・清掃に努めること。

- ・更衣室，給湯室の清掃は定期的に行い，特に衛生には，十分注意すること。

2. 8 ガスの管理

ガス使用の時は，付近に燃えやすいものは置かないようにし，併せて換気にも気を配ること。

また，異臭がしたり，頭痛が感じられる時も換気を心掛けること。一瞬の遅れが事故を招くので，気付いた人が窓を開けることが大切である。

2. 9 電気の管理

- ・コンセント周辺は，整理整頓して，電源コードに足をひっかけないように注意すること。

2. 10 VDT 作業について

事務の OA 機器にもパソコンが普及し，殆どの人が何らかの目的で VDT 機器を使用するに至っています。さらにインターネット，Eメール等の通信メディアとしての利用が増えてきており，長時間の VDT 作業等では，疲労の蓄積を招き，健康障害が発生する危険性があります。VDT 作業者の間で目が疲れる等の自覚症状が多く聞かれる。以上のことから，次の事項に注意や配慮して VDT 作業を行うようにする。

- (1) 自覚症状の頻度や強さは，VDT 機器そのもの，照明や空調条件などの環境的要因，さらに作業時間などによって異なる。作業者の個人的要因（年齢・性別等）も関係していると言われている。
- (2) 画面が外光の反射を受けやすく，文字等が見えにくくさせている。ブラインドやカーテンで採光を調節したり，間接照明にするなどの対策が必要。
- (3) 一連続作業は一時間を超えないようにし，次の連続作業時間まで 15 分程度の休止をはさむことが重要。
- (4) 厚生労働省の指針では，VDT 作業に従事する人に対して，定期健康診断等の管理事項が定められており，次のようになっている。a. 業務歴の調査 b. 自覚症状の有無 c. 眼下眼科的検査 d. 筋骨格系に関する検査となっている。定期的な健康診断による健康状態のチェックが大事である。

(1) 学生教育研究災害傷害保険制度（略称「学研災」）

この制度は、学生の教育研究活動中における不慮の災害傷害事故に対する補償制度である。
この制度の概要は、次のとおりであるので、入学時に全員加入すること。

1 保険金が支払われる場合

本学の国内外における教育研究活動中の急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被った場合

(1) 正課中

講義、実験・実習、演習または実技による授業を受けている間をいい、次に掲げる間を含む。

- a 指導教員の指示に基づき、卒業論文研究又は学位論文研究に従事している間。ただし、もっぱら被保険者の私生活にかかる場所においてこれらに従事している間を除く。
- b 指導教員の指示に基づき授業の準備もしくは後始末を行っている間または、授業を行う場所、本学の図書館・資料室もしくは語学学習施設において研究活動を行っている間。
- c 大学設置基準第 28 条及び大学院設置基準第 15 条の規定に基づき、他の大学又は短期大学の正課を履修している間。なお、ここにいう「他の大学又は短期大学」には、外国の大学又は短期大学も含む。

(2) 学校行事中

大学の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種の学校行事に参加している間

(3) (1)(2)(4)以外で学校施設内にいる間

大学が教育活動のために所有、使用または管理している学校施設内にいる間。ただし寄宿舎、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間、又は大学が禁じた行為を行っている間を除く。

(4) 学校施設外での課外活動（クラブ活動）中

本学の規則にのっとり所定の手続きにより、大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動又は体育活動を行っている間。ただし、山岳登山やハングライダーなどの危険なスポーツを行っている間、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間又は大学が禁じた行為を行っている間を除く。

(5) 通学中

大学の授業等、学校行事又は課外活動（クラブ活動）への参加の目的をもって、合理的な経路及び方法（大学が禁じた方法を除く。）により、住居（社会人入試を経て大学に入学した学生が大学に通う場合は、勤務先を含む。）と学校施設等（敷地に入るまで）との間を往復する間。

(6) 学校施設等相互間の移動中

大学の授業等、学校行事又は課外活動（クラブ活動）への参加の目的をもって、合理的な経路及び方法（大学が禁じた方法を除く。）により、大学が教育活動のために所有、使用又は管理している施設の他、授業等、学校行事又は課外活動（クラブ活動）の行われる場所の相互間を移動している間。

2 保険金の種類及び額

(1) 死亡保険金

(事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合)

補償範囲	支払保険金
「正課中」「学校行事中」	2,000 万円
「正課中・学校行事中以外で学校施設内にいる間」 「課外活動（クラブ活動）中」 「通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中」	1,000 万円

(2) 後遺障害保険金

(事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合)

補償範囲	支払保険金
「正課中」「学校行事中」	程度に応じて 120 万円～3,000 万円
「正課中・学校行事中以外で学校施設内にいる間」 「課外活動（クラブ活動）中」 「通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中」	程度に応じて 60 万円～1,500 万円

(3) 医療保険金（医師の治療を受けた場合）及び入院加算金（入院した場合）

事故発生時の活動の種別			治療日数	医療保険金
(治療日数 1 日から 対象) 正課中・学 校行事中	(対象外)	(対象外)	1 日～ 3 日	3,000 円
	(治療日数 4 日 以上が対象) 課 外活動（クラブ 活動）を行って いる間以外で学 校施設内にいる 間・通学特約加 入者の通学中・ 学校施設等相互 間の移動中		4 日～ 6 日	6,000 円
			7 日～ 13 日	15,000 円
	(治療日数 14 日以上が 対象) 学校施設内外 を問わず、課 外活動を行っ ている間	(治療日数 4 日 以上が対象) 課 外活動（クラブ 活動）を行って いる間以外で学 校施設内にいる 間・通学特約加 入者の通学中・ 学校施設等相互 間の移動中	14 日～ 29 日	30,000 円
			30 日～ 59 日	50,000 円
			60 日～ 89 日	80,000 円
			90 日～119 日	110,000 円
			120 日～149 日	140,000 円
			150 日～179 日	170,000 円
			180 日～269 日	200,000 円
270 日～	300,000 円			

+

入院加算金 (180 日限度)
入院 1 日に つき 4,000 円 (いずれの活 動種別におい ても入院 1 日 目から支払わ れる)

3 保険金が支払われない場合

故意，闘争行為・犯罪行為・自殺行為，疾病・脳疾患・心身喪失，地震・噴火・津波，戦争・暴動，放射線・放射能による傷害及び施設外の課外活動で危険なスポーツを行っている間などは，原則として本保険の対象となりません。

(注) 観測活動に従事している間の地震などによる傷害や，研究・実験活動に従事している間の核燃料物質，放射線などによる傷害を除く。

4 払込保険料と保険期間

保険期間	工学部	大学院 工学研究科 (前期課程)	大学院 工学研究科 (博士後期)	保険料(基本料+通学特約)
1年間	4年生	2年生	3年生	1,000円
2年間	3年生	1年生	2年生	1,750円
3年間	2年生	—	1年生	2,600円
4年間	1年生	—	—	3,300円

(注) 保険期間は，修業年限に合わせます。

5 加入受付期間

- (1) 新人学生については，原則として入学手続の際同時に行う。
- (2) 在学生については，随時行う。

6 加入受付場所

学生支援課(学生センター：078-803-5221)

7 事故の通知

保険の対象となる事故が発生したときは，直ちに指導教員，教学委員等に連絡するとともに，学生支援課に報告(所定の事故報告書)しなければならない。事故の日を含めて30日以内に報告しない場合には，保険金が支払われないことがある。

8 保険金の請求

所定の請求書用紙により必要書類を添え，学生支援課に提出する。

その後，直接東京海上日動の損害サービス課に通知する。(事故通知用様式は学生支援課にある。)